

令和5年4月6日

保護者 様

三次市立甲奴中学校  
校長 佐伯 貴昭

### 異常気象における臨時休業等の措置について

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、異常気象時における臨時休業の判断につきまして、生徒の安全確保のため、次のとおり措置いたしますので、ご理解ご協力の程、よろしく申し上げます。

#### **【午前6時の時点において、次の警報が三次市に発令中の場合】**

- ① 特別警報、暴風警報または洪水警報発令の場合は、臨時休業とします。
- ② 土砂災害警戒情報発令の場合は、臨時休業とします。
- ③ 大雨警報発令の場合は、河川等の状況を勘案し、校長判断とします。
- ④ 大雪警報発令の場合は、通学路の状況を考慮し、校長判断とします。

※ 甲奴小学校・小童小学校とも連携を図るなどして、速やかに判断し連絡いたします。

#### **【登校後の対応】**

生徒の登校後に上記警報が発令され、災害の発生が予想される場合は、授業等の打ち切り措置を行います。

#### **【その他】**

- 臨時休業の判断をした場合や緊急時の一斉連絡は、tetoruでお知らせします。
- 登校後、授業等の打ち切り措置を行い、保護者の迎えが必要な場合は、家庭調査票にご記入いただいている電話番号等にお知らせします。
- 通学路に危険箇所がある（雪による倒木、がけ崩れ、河川の増水や氾濫等）場合は、学校へ連絡してください。

**【甲奴中学校 (0847) 67-2200】**